

2011年10月7日

環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会（第1回会合）

議事要旨

- | |
|---|
| <p>1. 日時：平成23年10月6日（木）15:00-18:00</p> <p>2. 場所：航空会館 7階 702・703会議室</p> <p>3. 出席者：上妻委員長 市村委員、魚住委員、加藤委員、國部委員、佐藤委員、
富田委員、西堤委員、古田委員、八木委員</p> <p>事務局：環境省 小林上席参与、正田課長、猿田課長補佐、佐藤環境専門調査員</p> <p>ゲストスピーカー等：朴教授（三重大学） 奥平課務担当係長・塩飽氏（東京都水道局）、
三柴事務局長（FoE Japan）</p> <p>みずほ情報総研 熊久保、寺鍛冶、村上、並河</p> |
|---|

1. ゲストスピーカーによるプレゼンテーションについて

【質疑応答】

- Q. 東京都水道局では、東京都民全員がステークホルダーであるとのこと。これを踏まえ、今回の福島での事故の影響などについて、来年度の環境報告などで触れる予定についてはどうか（佐藤委員）。
- A. 環境報告書で取り上げる内容を検討するにあたっては、お客様へのアンケートや環境 NPO へのヒアリングなども参考にしている。水の安全性に対する関心が高いと認識している。今月末に発行する 2011 年度環境報告書では、水の安全性への取組みの特集を大きく組んでいる（塩飽氏）。
- Q. 東京都水道局の環境報告で、CO2 を 3 年間で 6000 トン削減するとあるが、これは、3 年間の合計か（上妻委員長）。
- A. 3 年間のトータルで 6000 トン（塩飽氏）。
- Q. 3 年間で 6000 トンは、東京都の環境確保条例から見れば、低い割合のようだが、このあたりはいかが（魚住委員）。
- A. 都の条例は厳しい設定となっているのは確か。こちらは水道局の環境計画で定めた目標に沿ったもの（奥平氏）。
- Q. 環境 NGO 自体が環境報告書を公表している例などはあるか（魚住委員）。
- A. 組織内部では、省エネ、省資源などに取組んでいるという話は聞くが、環境報告書を公表しているケースはないようである（三柴氏）。
- Q. 環境 NGO として、日常的な企業の環境報告書のレビューなど、しているか（富田委員）。

A . 送付いただくなどして入手した環境報告書については、どちらかといえば木材などに関連する情報を見ているが、分析などはしていない(三柴氏)。

Q . 三重大大学の取り組みを通じて CO2 排出削減の 2020 年までの目標に目処がついたことはわかった。これまでの実績や現時点の状況などはどうなのか(西堤委員)。

A . 省エネ法に基づく年率 1%削減は確実に進んできた。ところが昨夏の猛暑により、増加してしまった。これを踏まえて、取組んだ結果、昼間の消灯による 1 時間についての 10%程度の省エネでは、効果が挙がらないことや、実験系の冷凍庫などのエネルギー消費の抑制は困難だということが明らかになってきた。そこで、経済産業省の補助とスマートキャンパス構想を活かしてガス・コジェネによるエネルギー転換に着手した。これにより、試算上、目標に目処がついた(朴氏)。

2 . 「改訂の基本方針」「改訂に当たっての留意事項」「基本方針と改定の方向性」について
(資料 1-8 p.1~3)

【事務局説明についての補足(上妻委員長)】

- ・ 新たなガイドラインでは「環境報告」を対象とし、開示媒体は環境報告書を中心におきつつも、アニュアルレポート、CSR レポート、Web を含め様々な媒体を対象とする。
- ・ 「環境経営」とは環境の視点で見た企業経営ということ。環境経営という言葉については議論があるが、現状は経営の中で一体として環境への対応が進められており、すでに経営と切り離せるものではない旨を踏まえて記載していきたい。
- ・ 環境、社会、経済は同じひとつの要因でそれぞれに影響が起こりうるという認識のもとにそれらを包含したガイドラインとする。

【質疑応答】

Q . 事業者の範囲は?(富田委員)

A . 事業を営む団体であれば、私企業が否かを問わず全て、と認識している。そうはいつでも 07 年ガイドラインでは企業、しかも製造業中心の書き方になっていた。

その点については広くカバーしたいと考えているが、現実問題としては難しい記載となることもあろう。

構想中の原稿案では、原則を記す部分と、規則的な部分を示す部分に分けて整理をし、その原則部分でカバーを広げ、また、要所、要所で学校法人などの企業以外の事業者にも有用な内容を添えていきたいと考えている(上妻委員長)。

Q . 「国際的な動向を踏まえ」とあるが、様々に検討されているガイドラインや制度などにすべて配慮してガイドラインを作成することは可能だろうか(富田委員)。

A . 「環境経営の方向性を踏まえる」という軸でガイドラインを作成していくことで、国際動向から外れたりしないと認識している(上妻委員長)。

- Q . 環境報告の未実施事業者を開拓しようとするのであれば、製造業以外の業種を意識していく必要があるのではないか（富田委員）
- A . 例えばマテリアルバランスの記載の部分で、製造業と非製造業のモデルを示すなど、工夫をしていきたいと考えている（上妻委員長）
- Q . 07年版ガイドライン作成時と違い、今や環境への取り組みは企業経営と一体となっており、環境経営という言葉を使うのは、あえて「環境」を企業経営から切り出す、という認識を示すことにならないか（古田委員）
- A . 「環境経営」という言葉を使うことの弊害も充分認識しつつも、あえて「環境経営」という言葉を使いつつ、おっしゃられた現状がきちんと踏まえられた記載をしていきたいと考えている（上妻委員長）
- C . ガイドラインにおける表現方法については議論があろうが、いずれにしても環境報告をもとに企業が評価され、環境経営が促進されることが重要（國部委員）
- Q . 「国際的な動向を踏まえ」というのは統合報告を意識しての記載だと思うが、もっと広範なステークホルダーを意識する必要があるのではないか。その企業に関心をもつステークホルダーの期待に応えられる、読んでもらえる報告にする視点も大事なのは。環境報告を現在もよく読んでいる、この分野の専門家の視点に偏りすぎている印象を持つ（佐藤委員）
- A . ご指摘のとおり。対象とするステークホルダーは限定しない予定。事業者の環境行動を評価するために環境報告に盛り込むべきものは何かを考えていけば、自ずと国際的な議論の動向に合致していくものと認識している（上妻委員長）
- C . 「環境経営の全容」が伝わるということは重要。事業における環境について、経営責任者の関与や環境経営の位置づけや戦略などの“上位概念”がまず開示され、それを踏まえた全容が見えることがポイントだと考える（加藤委員）
- C . もう少し具体に入った議論を考えた場合の話をしたい。
例えば、「環境経営の方向性」とはどんな方向性なのか。「公共性」についての議論なども含めていくのか。「国際的な動向」といった場合、どの範囲を指すのか。国際会計基準の動き、内部統制を取り巻く動きなど、様々あるはず。あるいは原則的情報開示か規制的情報開示か。一例をいえば、金融危機以降の企業評価における短期的思考と長期的思考についての変化などに関連しても、新ガイドラインでは長期的な視点への転換についての記載はできるのではないかと考える（國部委員）
- A . 次回の検討会ではもっと具体的な記載のご提示がある程度できる予定である。
原則と規制についていえば、ハイブリッドな書き方になる予定である（上妻委員長）
- C . 欧州の非財務情報開示の法制化等の動向など、日本企業へのインパクトを念頭にしっかり留

意してほしい（市村委員）

A . EU は原則ベースのアンニュアルレポートを念頭に置いた議論。日本は任意の環境報告書を中心に置いた議論。それぞれ、最終的に目指すところは同一となると認識しており、咀嚼してガイドラインに記載していきたい（上妻委員長）

C . 環境経営等、言葉の定義は必要（富田委員。）

A . 適切に書いていけるよう、みなさんにもご協力お願いしたい（上妻委員長）

C . 世界基準に合わせていくという発想ではなく、日本の強み、例えば日本の環境技術の高さを積極的に発信する等、日本から発信する形のガイドラインを考えては。（西堤委員）

A . 国際動向とは、制度・ガイドに限定しているつもりではない。

企業経営を取り巻く環境や経営そのものの状況の変化をきちんと踏まえる、という意味で認識していただきたい（上妻委員長）

Q . 「環境的側面、社会的側面、経済的側面の統合的な向上」と「環境政策との整合」とはどのような意味か（西堤委員）

A . 「環境的側面、社会的側面、経済的側面の統合的な向上」は第三次基本計画に記載されている考え方。それらを踏まえるという意味。新ガイドラインでは、07年版ガイドラインよりもより網羅性、統合性を高めた記載としたい（上妻委員長）

C . 「環境政策との整合性」は何を意味するのか、少々唐突感があるのでわかりやすく記載することが必要と考える（八木委員）

A . 環境政策との整合性はポイントの一つなので、留意して前文などに記載していくことになる（上妻委員長）

3 . 「ガイドラインの構成案」「環境報告の位置づけ」「環境報告の考え方」「環境経営の方向性」について（資料 1-8 p.4~9）

【事務局説明についての補足（上妻委員長）】

・ガイドラインの構成は、序章、原則・理念（第1・2章）環境方向の構成に従った具体的なガイドライン（第3章～）の大きく3パート。

【質疑応答】

C . 第7章のタイトルに「経済的貢献」とあるが、貢献というプラス面以外の側面もあるので、言葉を吟味する必要がある（國部委員）

Q . 「環境報告の位置づけ」にある「統合的開示の動き」とは何を指すのか（國部委員）

A . 統合報告のことではなく、マネジメントの全容が見える報告、といった意味であると認識し

ている（上妻委員長）。

Q . KPI については、報告する企業によってどこまで“キー”なのかは現状ではまちまちであることから、ガイドラインでは KPI が何を指すのかも明確にしていく必要があるのでは（國部委員）。

A . 事業戦略とサステナビリティ戦略のインテグレートという視点から、KPI の抽出と開示が重要、という議論につなげる。マネジメント全体を考えた KPI と、環境に限定してみたときの KPI については書き分けていきたい（上妻委員長）。

Q . 「環境経営の現代的意義と環境報告」で「環境経営とは～」と記載してしまうと、環境経営の是非の議論になってしまう。P.7 でも「環境経営の方向性」と題されているが、環境経営を切り出していくという方針なのか。あえて「環境経営とは」と書かないほうがよいようにも思うが、ドラフトを踏まえて改めて議論したい（古田委員）。

A . 事業者の実態を反映させた書き方をしていきたい（上妻委員長）。

Q . 環境報告とは何かについての例文のとおりだと、環境報告書が念頭の記載となっているので、委員長の「環境報告書に限定せず」の意向に合わないのではないか（古田委員）。

A . 07 年版ガイドラインの記載が例示されているので、今後修正する予定（上妻委員長）。

C . この構成は網羅的に作られていると思う。この中で、事業者にとってのリスクと機会をどう盛り込めるかがポイントだろう。個別企業の宣伝にならないような配慮をしつつ、こうした書き方の事例が盛り込まれるとよい（西堤委員）。

A . バリューチェーンについて手厚く書いていくことで、リスクと機会の側面から、環境対策が貢献していくことを書き込んでいきたい。事例の掲載方法については様々検討したい（上妻委員長）。

C . 金融の役割については、金融危機等の現状を十分に踏まえ書くことが必要（西堤委員）。

A . 非常に難しい部分であり、中間報告も踏まえて、これから検討していく（上妻委員長）。

C . 第 7 章の環境配慮と経営との関連についての記載においては、07 年版ガイドラインでは環境負荷と経済的指標を無理やり比較するような書きぶりなので、全面的に改訂してほしい。是非、opportunity についての記載をお願いしたい（富田委員）。

A . 第 4 章の 1 . や 4 . で、トップマネジメントがどう関与し、どういう志向・戦略で進めているのかが書けるよう、抜本的に変えていきたい（上妻委員長）。

Q . 第 3 章にステークホルダーへの対応を入れるのはよい。これは環境コミュニケーションより広い概念だが、第 4 章との整理は？（富田委員）

A . 第 4 章は、環境コミュニケーションとしてどのようなことをしているか、といった情報を記載する部分。第 3 章は、これまでなかった、エンゲージメントの部分（上妻委員長）。

Q . 企業概要はどこに入るのか。重要な事項なので明記して欲しい（佐藤委員）。

A . 第 3 章の 1 . 基本的要件に含まれる（上妻委員長）。

C . 金融危機以降、金融機関の視点は確実に変わった。金融危機以前は水ビジネスなどに代表されるように「機会」重視の視点だったのが、金融危機後は「リスク」に着目する投資に切り替わってしまった。金融機関の視点や判断の価値観、重要性は時代背景で変わりうるが、より広範な情報へのニーズ点は変わらない（加藤委員）。

C . 第 5 章は、定常時の記載であるが、事故・災害等の非常時の記載についてもガイドラインで扱うべき（魚住委員）。

A . 「第 5 章 4 . 生産物・環境負荷の算出・排出状況」で記載する予定。

また、BCP については第 4 章 1 . 環境マネジメントの状況で取り上げる構成とする予定（上妻委員長）。

4 . 次回会合予定

12月15日（木） 14:00～17:00 航空会館 7階 702・703 会議室

以上